

JIS

スポーツ照明基準

JIS Z 9127 : 2020

(IEIJ/JSA)

令和 2 年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	磯 敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	岡本 正英	株式会社日立製作所
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	平本 俊郎	東京大学
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	山根 香織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.11.21 改正：令和 2.11.20

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人照明学会

(〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 照明の一般要件	2
4.1 一般原則	2
4.2 照度	2
4.3 モデリング	4
4.4 グレア	4
4.5 ちらつき	4
4.6 光色及び演色性	4
4.7 障害光	5
4.8 保守率	5
4.9 停電対策	5
5 照明の個別要件	6
5.1 テレビジョン撮影の要件	6
5.2 特定の運動競技の要件	7
6 検証	7
6.1 手順	7
6.2 照度	7
6.3 グレア	7
6.4 平均演色評価数	8
6.5 光色	8
附属書 A (参考) 平均照度の算出方法	19
附属書 B (参考) 照度測定方法	21
附属書 C (参考) 照明器具の配置及び取付け高さ	29
解 説	38

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人照明学会（IEIJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 9127:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

スポーツ照明基準

Recommendation for sports lighting

序文

この規格は、日本産業規格の個別の照明基準（JIS Z 9111, JIS Z 9116, JIS Z 9125, JIS Z 9126 及び JIS Z 9127）と全ての分野を総括する JIS Z 9110 との関係を明確化する一連の改正を受け、2020 年に改正された日本産業規格である。今回は、JIS Z 9110 との整合を図った上で、CIE 83:1989[1], CIE 112:1994[2], CIE 150:2003[3]などを参考に、スポーツ照明の社会的変化、経済的变化及び国際的变化並びに技術的な進歩に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、運動競技者、審判員などの運動競技関係者、観客、テレビジョン放送関係者などが、安全、円滑及び快適に、運動競技を行い、それを観戦し、又は撮影するために必要な照明要件について規定する。また、その設計及び運用のために、定量的に規定できる要件として、照度、照度均斉度、グレア制限値及び演色性に関する照明基準の推奨値を定める。ただし、非常時用照明は除く。

この規格は、特定の問題の解決のために、照明設備の望ましい設計を規定するものではない。また、新しい技術の採用に関する設計者の自由を制限するものでもなく、かつ、革新的な機器及び器材の使用を制限するものでもない。

この規格は、対象の照明施設における基礎的な値を定めるものである。必要に応じて、この規格で定める基準より高い水準を規定することを妨げない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7612 照度測定方法

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8726 光源の演色性評価方法

JIS Z 9110 照明基準総則

JIS Z 9112 蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8113 及び JIS Z 9110 によるほか、次による。